



平成23年11月25日

岐阜県教育委員会

教育長 松川 禮子 様

岐阜県立高等学校入学者選抜

に関する諮問会

会長 宮本 正一

岐阜県立高等学校入学者選抜の改善について（答申）

岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会（以下、「諮問会」という。）は、平成23年2月24日に貴職から、次の内容について諮問を受けた。

- 1 現行の入学者選抜制度の検証について
- 2 検証結果を踏まえた、より良い入学者選抜の在り方について

審議した結果、以下のとおり成案を得たので答申します。

※ 特色化選抜の表記について

特色化選抜については、現行の入学者選抜制度導入時、「学校特色化選抜」としていたが、平成16年度入学者選抜以降、「特色化選抜」としたことから、この答申においては、引用部分を除いて「特色化選抜」と表記することとした。

1 現行の入学者選抜制度の検証について

(1) 現行の入学者選抜制度導入前の状況及び課題等について

現行の入学者選抜制度導入前の本県の高等学校入学者選抜については、5教科の学力検査に加えて、昭和61年には推薦による入学者選抜を導入し、以後、実施対象学科・コースの拡大、募集人員の拡大等の改善を図ってきた。また、平成8年には、欠員のある学校・学科等を対象として第二次入学者選抜を導入した。

しかしながら、推薦による入学者選抜は、生徒の多様な側面を5教科の学力に偏ることなく評価する点において優れている面はあるが、一部の受検生のみに関われた制度であったこと、また、第二次入学者選抜については、高等学校への進学機会の確保の面はあるが、実施校が固定化する傾向にあり、不本意入学者の増加に結びついていることなどの問題が指摘されていた（以上、平成12年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会「諮問文」より引用）。

一方、高等学校入学者選抜の改善に係る国の動向としては、公立高等学校に係る学力検査は、従来、同一時期に同一問題によって各都道府県が一斉に実施すべきこととされていたが、昭和59年7月の学校教育法施行規則の改正により、必ずしも同一時期、同一問題により実施する必要はないこととされた。これにより、受検機会の複数化を図ることができるなど、多様な選抜が可能となった。また、平成5年には、多様な選抜方法、多段階選抜、選抜の資料、学力検査及び調査書の在り方などに関する広範な改善方策を含む通知が出されている（平成5年2月22日付け・文部事務次官通知）。

さらに、第16期中央教育審議会「答申」（平成9年6月）でも、高等学校入学者選抜の改善が取り上げられており、1点刻みで合否を決定するような学力試験の偏重やいわゆる総点主義などを見直して、生徒の多様な個性等に対応できるよう選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を一層図ることを求めている。

また、平成8・9年度に行われた岐阜県立高等学校入学者選抜に関する調査研究会の報告や平成11年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会「答申」において、推薦による入学者選抜、第二次入学者選抜の見直しを含めて、総合的な改善が必要であるとした。

これらのことを踏まえ、岐阜県教育委員会では、生徒の学校選択幅の拡大を図

り、高等学校の特色づくりとともに生徒の優れた面を一層評価できるよう、平成14年度岐阜県立高等学校入学者選抜の改善について、平成12年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会に対して諮問した。

(2) 平成14年度岐阜県立高等学校入学者選抜の改善について

平成12年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会「答申」(以下、平成12年度「答申」という。)において、以下のように、平成14年度入学者選抜の改善の基本的方向(以下、改善の基本的方向という。)が示されている。

＜平成14年度入学者選抜の改善の基本的方向＞

- ① 生徒一人一人のさまざまな優れた面を積極的に評価する
- ② 生徒の学校選択幅を拡大する
- ③ 各高等学校が自校や学科等の特色に沿った選抜方法を工夫する

この改善の基本的方向やそれまでの改善事項を踏まえつつ、平成12年度「答申」においては、課題を解決し、生徒にとってより良い入学者選抜制度となるよう、以下のように、平成14年度入学者選抜の改善の方向をまとめている(一部省略)。

- 全ての生徒に受検機会の複数化を保障するため、全ての高等学校において、入学定員を分けて学校特色化選抜、一般選抜の2回の選抜を行い、公立高校を希望する全ての生徒が学校特色化選抜を受検できるようにする。したがって、従来の推薦による入学者選抜及び第二次入学者選抜は廃止する。

学校特色化選抜においては、生徒の多様な優れた面を評価する観点に立ち、各高等学校独自の選抜方法を創意工夫して実施する。

一般選抜においては、学力検査と調査書を選抜資料とし、学力検査の結果と調査書の評定の比重は各高等学校長が定めることを基本とする。

- 募集人員の割合は、学校特色化選抜の募集人員を、普通科、理数科、英語科は10～20%、専門学科及び総合学科は10～50%の範囲内で各高等学校長が定める。
- 近年の高等学校の特色化の進展等に伴い、生徒の学校選択の幅を拡大する

観点から、学校特色化選抜において、普通科、理数科、英語科では、隣接学区からの志願を認める。一般選抜においては、従来どおりの通学区域とする。総合学科を含む単位制高等学校、専門学科では、従来どおり学校特色化選抜、一般選抜ともに全県一学区とする。

このような改善の方向を踏まえて、県教育委員会では、平成14年度入学者選抜から、特色化選抜と一般選抜からなる現行の入学者選抜制度を導入した。

(表1) 平成14年度入学者選抜の概要

特色化選抜	一般選抜
<ul style="list-style-type: none"> ○2月中旬～2月下旬 ○全ての高校で実施 ○調査書、面接、小論文、実技検査、自己表現、学校独自問題の中から各高校が定めるもの ○調査書の記録と実施する検査の結果の比率等選抜方法は各高校が定める ○普通科（単位制を除く）、理数科、英語科は居住する学区のほか、隣接学区の高校が受検可。その他の学科は、学区の指定なし 	<ul style="list-style-type: none"> ○3月上旬～3月中旬 ○全ての高校で実施（特色化選抜合格者は受検不可） ○調査書、5教科の学力検査、（面接、実技検査） ○調査書の評定と学力検査の結果の比率を7：3～3：7の範囲内で各高校が定める ○普通科（単位制を除く）、理数科、英語科は居住する学区の高校のみ受検可。その他の学科は、学区の指定なし

(3) 平成14年度入学者選抜以降の改善状況等について

生徒にとってより良い入学者選抜制度となるよう、特に中学生に対して過重な心理的負担を与えることのないよう、諮問会等により、生徒のニーズの変化や社会全般の情勢等について十分に検証し審議する必要がある。

このため、県教育委員会では、毎年度、高等学校入学者選抜に関する事務的事項について必要な改善を図るとともに、平成17年度及び平成20年度には諮問

会を開催し、それぞれの答申に基づき、平成19年度入学者選抜及び平成22年度入学者選抜の改善を実施した。

(表2) 現行の入学者選抜制度導入後の主な改善概況

	改善概況
H15年度選抜	○ 特色化 「最も重きをおく検査」を示す
H16年度選抜	○ 特色化 「求める生徒像」を示す ○ 特色化 調査書の記録と実施する検査の結果の比率を示す ○ 調査書に絶対評価を導入
H17年度選抜	○ 調査書の評定の記載学年：第3学年→全学年
H18年度選抜	○ 特色化 合格者の受検番号を各学校のHPに掲載
H19年度選抜	○ 特色化 学校独自問題を全県統一問題とする ○ 特色化 検査方法や募集人員を選抜の観点ごとに設定することができるようにする（区分Ⅰ・Ⅱ）等
H21年度選抜	○ 帰国生徒・外国人生徒等に係る入学者の選抜を改善 ・ 募集人員：帰国生徒+外国人3名程度 →帰国生徒3名程度+外国人3名程度 ・ 出願要件：入国後2年以内→入国後3年以内
H22年度選抜	○ 特色化 募集人員の割合：全学科で入学定員の10～50% ○ 特色化 特色化選抜学力検査を実施する場合には、面接、小論文、実技検査、自己表現のうち、いずれか一つ以上の検査を組み合わせて実施 ○ 特色化 各高等学校で実施する検査の配点を示す ○ 一般 調査書の評定と学力検査の結果の比率=5：5 ○ 一般 普通科←→理数科・英語科 ○ 調査書の評定の取扱い：第1学年+第2学年+第3学年×2
H24年度選抜	○ 特色化 音楽科・美術科の募集人員の割合：入学定員の10～100% ○ 英語科：学区なし

(4) 現行の入学者選抜制度の検証について

現行の入学者選抜制度は、「(2) 平成14年度岐阜県立高等学校入学者選抜の改善について」に示した改善の基本的方向に基づき検討し導入されたものである。

＜平成14年度入学者選抜の改善の基本的方向＞（再掲）

- ① 生徒一人一人のさまざまな優れた面を積極的に評価する
- ② 生徒の学校選択幅を拡大する
- ③ 各高等学校が自校や学科等の特色に沿った選抜方法を工夫する

当諮問会においては、この3つの改善の基本的方向に基づき、現行の入学者選抜制度についての検証を実施した。なお、検証の結果は、内容の関連性から改善の基本的方向①及び③と、改善の基本的方向②に分けてまとめた。

ア 改善の基本的方向①及び③について

改善の基本的方向①及び③については、「各高等学校が定める多様な選抜方法によって、受検生の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果、活動や学習の実績を多面的に評価する選抜制度（平成20年度岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会「答申」より）」という意義・目的をもつ特色化選抜において具体化されていると考えることができる。この「多様な選抜方法による多面的評価」に関する基本的方向について、これまでに実施したアンケートや意見聴取の結果などでは、特色化選抜において、学校ごとに異なる検査を実施できる点について評価する意見が多くなっていた。また、高等学校入学者選抜においては、中学校の部活動や地域のクラブ等での実績、検定等の資格取得やボランティア活動等の実績等、中学校3年間の生活を幅広く評価してほしいといった傾向の意見も各方面から出されていた。

その一方で、特色化選抜において学校ごとに検査内容が異なる点については、評価基準の不明確さを指摘する意見も少なからずあった。

当諮問会において、「多様な選抜方法による多面的評価」については、

- 特色化選抜では、学校ごとに多様な検査を選択し組み合わせて実施できるため、中学校3年間の生活を幅広く積極的に評価できてよい。

○ 受検生の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果、学習や活動の実績など、中学校で身に付けた力を幅広く評価し、公正に選抜することが重要である。といった、積極的な意見のほかに、

○ 特に普通科において、特色化選抜でも一般選抜でもほぼ同じ検査をする学校が多く、二つの選抜の差異が曖昧である。

○ 学校独自問題を県内統一の学力検査（特色化選抜学力検査）としたことや、特色化選抜の募集人員の上限を全学科で50%としたことによって、特色化選抜本来の意義が不明確になった。

といった、課題としての意見や特色化選抜の意義を疑問視する意見もあった。また、

○ 高等学校入学者選抜において、明瞭性・公平性が重要であるのは当然であり、そのためには、入学者選抜制度は、できるだけシンプルであるのがよい。

○ 多様な選抜方法も重要であるが、高等学校入学者選抜は、本来、義務教育段階での学力の定着状況を適切に評価するものである。

○ 選抜方法の多様化も重要であるが、各高等学校において、いかに特長をもった教育が実現できるかがより重要である。

といった、高等学校入学者選抜本来の機能や各高等学校における教育の充実に言及した意見もあった。

これらの意見を踏まえ総合的に判断すると、「多様な選抜方法による多面的評価」については、現行の入学者選抜制度の特長として評価することができると考えられる。一方で、評価する観点をより明確なものとする等、高等学校入学者選抜における明瞭性及び公平性の担保といった観点からの改善が必要であるとともに、高等学校入学者選抜の本来の機能を十分に踏まえた在り方の検討も必要であると考えられる。

イ 改善の基本的方向②について

平成12年度「答申」では、改善の基本的方向を踏まえた「平成14年度入学者選抜改善の方向」について、「全ての生徒に受検機会の複数化を保障するため、全ての高等学校において、入学定員を分けて学校特色化選抜、一般選抜

の2回の選抜を行い、公立高校を希望する全ての生徒が学校特色化選抜を受検できるようにする。」とし、全ての生徒に門戸が開かれていたわけではない従前の推薦による入学者選抜に比して、生徒の学校の選択幅の拡大を図った。

改善の基本的方向②の「生徒の学校選択幅を拡大する」について、これまでに実施したアンケートや意見聴取の結果などでは、受検機会の複数化を評価する意見がある一方で、「希望する高校は1校である場合が多く、2回の入試実施には実質的には意味がないのではないか」「合格できる人数は同数であり、2回の入試実施は機会の増大にはならないのではないか」などといった意見もあった。

さらに、特色化選抜と一般選抜の2回の選抜を実施することで入試期間が長期化することについては、その弊害を指摘する意見が非常に多くなっている。約2ヶ月間に及ぶ緊張状態が、生徒に過度の心理的負担を課しているのではないかとといった意見のほか、中学校における学級運営への影響、高等学校における進路指導への影響等に関する意見もあった。

当諮問会において、「生徒の学校選択幅の拡大」については、まず、

○ 現行の入学者選抜制度の基本理念は、「行きたい学校」を2回まで受検できることを保障することであり、改善にあたっては、2回の受検機会を確保することが今後も必要かどうかといった観点での検討が重要である。といった、現行の入学者選抜制度導入の理念を再確認した上で、改善に向けて、検討の観点を整理する必要があるといった意見があった。その上で、

- 特色化選抜を不合格になった場合のショックが非常に大きく、合格者も周りへの配慮から素直に喜べない状況となっている。
- 「行きたい学校」を2回まで受検できる制度であるにもかかわらず、合格を優先し、一般選抜で出願先を変更する場合もある。
- 受検機会の複数化による入試期間の長期化が問題であるならば、特色化選抜のメリットとして、受検生を多面的に評価できる部分は維持しつつ、入学者選抜制度は、できるだけ短期化し、シンプルなものとするのがよいのではないか。

といった、入試期間が長期化することによる弊害や2回の入試を実施する意義に関する意見、さらに、今後の改善の方向性を示唆する意見が出された。

一方、通学区域（学区）については、

- 特色化選抜においては、普通科や理数科でも他の学区への出願が可能であり、生徒の選択肢は広まったが、実際にはあまり多くの生徒が他の学区の普通科や理数科に出願しておらず、大きな状況変化はみられない。
- 学区が緩和されれば、意欲ある生徒がより広範囲からより多く入学できるようになるのではないか。

といった意見が出された。

これらの意見を踏まえ総合的に判断すると、「生徒の学校選択幅の拡大」については、現行の入学者選抜制度は、「行きたい学校」を最大2回まで受検できることを保障した制度として定着しているものの、入試期間の長期化による影響は予想以上に大きく、特に、15歳という精神的に成熟しているとは言い切れない時期の受検生にとって、過度の心理的負担を強いることによる弊害は深刻であると言わざるを得ない。また、不合格になることへの不安感から、第一志望ではない学校へ出願先を変更する状況がみられる等、2回の受検機会を確保するという導入時の理念が、十分に達成されていない場合もある。

また、通学区域については、現在よりも、生徒の選択肢が狭まらないよう配慮する必要があると考えられる。

（5）新しい入学者選抜制度の改善の方向性について

高等学校入学者選抜は、中学校における学力の定着状況や学習状況、学校教育活動等の状況や成果を適切に評価することを目的とするものである。さらに、一人一人の生徒が、高校受検の機会を人生の一つの節目としてとらえ、自身の能力や適性、進路希望等を十分に踏まえた高等学校の選択を目指すとともに、中学校卒業生の約98%が高等学校に進学する現在において、中学校と高等学校の円滑な接続を図る役割も担っている。

この高等学校入学者選抜の意義に照らして、本県の現行の入学者選抜制度を考えた場合、全ての高等学校において特色化選抜と一般選抜を実施する、いわゆる「受検機会の複数化」については、本県の入学者選抜制度の改善点として定着しており、課題のみを包含しているとは言い切れない状況にある。しかしながら、

2回の選抜を実施することによる入試期間の長期化が及ぼす影響は極めて深刻であり、中学校と高等学校の円滑な接続という観点からも課題が大きいと考える。

また、生徒のさまざまな個性等に対応できるよう選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化を図る点についても、現行の入学者選抜制度の改善事項として評価できるものの、導入後10年を経過した現在、年度ごとに加えられた変更により、導入時の改善の基本的方向を的確に反映した状況とは言い切れない部分もある。

当諮問会では、現行の入学者選抜制度の検証の結果を踏まえ、今後の入学者選抜制度の検討に当たり、新しい入学者選抜制度の改善の基本的方向について、以下のとおり整理した。

＜新しい入学者選抜制度の改善の基本的方向＞

- 高等学校入学者選抜に係る期間を短縮すること
- 中学校での学習の定着状況を適切に評価できるようにすること
- 学校ごとの検査内容や選抜方法も工夫できるようにすること
- 明瞭性・公平性の観点からできるだけシンプルな制度とすること

以下、二つめの諮問事項である「検証結果を踏まえた、より良い高等学校入学者選抜の在り方について」は、この「新しい入学者選抜制度の改善の方向性」に基づき検討することとした。

2 検証結果を踏まえた、より良い高等学校入学者選抜の在り方について

当諮問会では、「1 現行の入学者選抜制度の検証について」の「(5) 新しい入学者選抜制度の改善の方向性について」に示した、新しい入学者選抜制度の改善の基本的方向に基づいて、新しい入学者選抜制度の在り方について検討した。

(1) 新しい入学者選抜制度の在り方について

ア 高等学校入学者選抜に係る期間を短縮すること

現行の入学者選抜制度においては、全ての学校で、2月に特色化選抜、3月に一般選抜を実施しているため、入学者選抜に係る期間が約2か月間に及ぶ。この期間を短縮するために、特色化選抜と一般選抜を一つに集約し、3月に実施することが望ましい。

イ 中学校での学習の定着状況を適切に評価できるようにすること

高等学校入学者選抜は、中学校での学習や活動の実績など、中学校で身に付けた力を幅広く評価し、各高等学校への入学者を適正に選抜できることが重要である。また、義務教育段階で身に付けるべき学力の指標の一つにもなるものである。

一方、現行の入学者選抜制度においては、特色化選抜で学力検査を実施しない学校や学科等もあり、全ての受検生が学力検査を受検している状況にはない。このため、新しい入学者選抜制度においては、学力検査を全ての受検生に課し、中学校における学習の成果を等しく評価することが望ましい。

ウ 学校ごとの検査内容や選抜方法も工夫できるようにすること

新しい入学者選抜制度においては、中学校長から提出された調査書及び学力検査を主たる選抜資料とする。また、受検生を幅広く評価する観点から、学校により必要な場合には、面接を実施することも考えられる。

さらに、調査書及び学力検査等に加えて、他の選抜資料も課す等、学校ごとに検査内容や選抜方法を工夫できるようにすることが望ましい。

エ 明瞭性・公平性の観点からできるだけシンプルな制度とすること

入学者選抜制度については、生徒及びその保護者にとって、選抜の方法及び

評価等がより分かりやすいものとなることが重要である。

これまでも、入学者選抜の内容や基準に関する情報については、できる限り分かりやすく提供したり、個人情報の開示の手続きをできるだけ簡易なものとしたりすることなどに努めてきた。

これらについては、新しい入学者選抜制度における改善の観点として、その必要性も含めて検討するとともに、入学者選抜制度全体をシンプルなものとし、分かりやすい制度とすることが望ましい。

上記のほか、当諮問会においては、通学区域に関すること、欠員のある学校・学科等で実施するいわゆる再募集に関すること、定時制の入学者選抜に関すること等、入学者選抜制度全般について、幅広く審議した。

(2) 新しい入学者選抜制度の具体的な改善方策について

「(1) 新しい入学者選抜制度の在り方について」の内容を踏まえ、新しい入学者選抜制度の改善の方針を、以下のとおり整理し、具体的な改善方策について検討した。

<新しい入学者選抜制度の改善の方針>

- 特色化選抜と一般選抜を一つに集約する
- 県統一の学力検査を全ての受検生に課す
- 評価の観点を限定的なものとした、学校ごとの検査内容・選抜方法も実施できるようにする
- 欠員のある学科・コース等については、いわゆる再募集を実施することが望ましい
- 学区（出願できる学校）については、現在よりも、選択肢が狭まらないようにする

◆ 新しい入学者選抜制度の具体的な改善方策について

※ 新しい入学者選抜制度に関する各名称はすべて仮称

全ての学校で、3月上旬から中旬にかけて第一次入学者選抜を実施する。また、欠員のある学科・コース・部については、第一次入学者選抜後に第二次入学者選抜を実施する。なお、いずれの選抜においても、全日制の課程と定時制の課程は同一日程とする。

<第一次入学者選抜>

1 全日制の課程について

(1) 検査の内容について

- 全ての学校で、全ての受検生を対象として、県統一の学力検査を実施する。なお、高等学校長が定めるところにより、加えて、面接を実施することができることとする。

面接については、各高等学校において、受検生を幅広く評価する観点から実施の有無を検討することが望ましい。

- 上記の検査に加え、部活動等の顕著な実績や学科等の専門領域で必要とされる実技能力等、限定的なものを評価する場合には、面接、小論文、実技検査、自己表現のうちから、高等学校長が定める検査を実施することができることとする。

(2) 選抜の方法等について

- 高等学校長は、中学校長から提出された調査書、実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

- ・ 全ての学校で、調査書の記録及び学力検査の結果（面接を実施した場合には面接の結果も含める。）に基づいて、総合的に審査し、入学者を決定することとする。

なお、調査書の記録のうちの評定と学力検査の結果の比率を事前に公表する。この場合、その比率については、7：3～3：7の範囲で各高等学校長が定めることとする。

- ・ 面接，小論文，実技検査，自己表現のうちから，高等学校長が定める検査を別に実施した学校においては，当該検査の受検生を対象に，調査書の記録及び学力検査の結果（面接を実施した場合には面接の結果も含める。）に加え，別に実施した検査の結果に基づいて，当該学科・コースの入学定員の30%を上限として，総合的に審査し，入学者を決定することができることとする。

ただし，音楽科，美術科については，他の学科等に比して，特定分野の高い専門性や技術等を求められることなどが独自の状況にあり，評価の観点が極めて明確であることから，上限は入学定員とする。

- ・ 調査書の評定については，「第1学年の各教科の評定の合計値」，「第2学年の各教科の評定の合計値」と「第3学年の各教科の評定の合計値を2倍した値」の和を用いる。（以下，他の選抜においても同じ。）

（3）学区（出願できる高等学校）について

- 学区については，現在の入学者選抜制度よりも選択肢が狭まらないよう配慮する必要がある。

このため，普通科（単位制を除く。）については，現在の特色化選抜と同様に，居住する学区にある高等学校のほか，隣接学区にある高等学校にも出願できることとする。また，その他の学科については，県内全ての高等学校に出願できることとする。

2 定時制の課程について

定時制の課程は，従来の勤労青少年に対する就学機会の確保という役割に加え，不登校を経験した生徒や，社会人への生涯学習の場の提供等，全日制の課程に比して，極めて多様な学習ニーズに対応した教育機関となっているとともに，学校ごとにも多様な状況となっている。

このため，定時制の課程における入学者選抜については，一律の方

法によるのではなく、学校ごとに検査の内容や選抜の方法を選択できるようにすることが望ましい。

(1) 検査の内容及び選抜の方法等について

- 学力検査又は各高等学校で作成する基礎的な学力をみる検査及び面接を全ての学校で実施することとする。ただし、学力検査の実施教科については、高等学校長が別に定めることができることとする。
さらに、小論文、実技検査、自己表現の中から高等学校長が定める検査を実施することができることとする。
- 高等学校長は、中学校長から提出された調査書の記録、実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

(2) 学区（出願できる高等学校）について

- 学区については、県内全域とする。

<第二次入学者選抜>

近年の社会情勢の変化に伴い、公立高等学校への入学を希望する受検生にとって、いわゆる再募集は貴重な受検の機会となる。このため、第一次入学者選抜の合格者が入学定員に満たない学科・コース・部において、第二次入学者選抜を実施する。

ただし、現行の入学者選抜制度において、不本意入学や無目的入学の増加につながる可能性が否定できないとして、いわゆる再募集を廃止した経緯を十分に踏まえ、第二次入学者選抜においても、目的意識や意欲の高い生徒を選抜できるよう、検査内容はもとより、制度の運用面も含めて検討する必要がある。

(1) 実施校及び募集人員

- 第一次入学者選抜における合格者数が入学定員に満たない全ての学科・コース・部において実施する。
- 入学定員から第一次入学者選抜における合格者数を減じた数を募集人員とする。

(2) 検査の内容及び選抜の方法等について

- 面接を全ての学校で実施することとする。

さらに、学力検査、小論文、実技検査のうちから、高等学校長が定める検査を実施することができることとする。また、学力検査の実施教科については、高等学校長が別に定めることができることとする。

- 高等学校長は、中学校長から提出された調査書の記録、実施した検査の結果に基づいて、総合的に審査し、入学者の選抜に当たる。

(3) 学区（出願できる高等学校）について

- 学区については、第一次入学者選抜と同じとする。

3 新しい入学者選抜制度の導入について

(1) 導入の時期について

当諮問会においては、中学生にとってより良い制度となるよう、現行の入学者選抜制度の検証結果を踏まえ、新しい入学者選抜制度について、多方面の観点から慎重な審議を繰り返し、具体的な改善方策を検討してきた。

新しい入学者選抜制度の導入の時期については、現行の入学者選抜制度における諸課題を、できるだけ早期に解消する必要があることから、現在の中学2年生が受検する平成25年度入学者選抜から導入することが望ましい。

県教育委員会においては、本答申に基づき、新しい入学者選抜制度について、より具体的かつ詳細な検討を実施し、入学者選抜要項を作成されたい。

また、導入に際しては、中学生やその保護者等に対して、できるだけ早期に説明資料を配布するなど、事前に十分周知する必要がある。

(2) 新しい入学者選抜制度の定着に向けて

県教育委員会においては、新しい入学者選抜制度の導入による影響についても、中学校及び高等学校との連携を十分に図りながら、きめ細やかな対応を行う必要がある。特に、生徒やその保護者が十分な情報を得て進路選択ができるよう、例

えば，以下に示すような対応ができるよう，中学校及び高等学校に働きかけることが重要になると考えられる。

○ 中学校において

各高等学校の教育方針，教育課程上の特色，選抜の方法や内容，卒業後の進路状況等を十分に理解し，生徒及びその保護者に対してよりの確な情報を，より早期から十分に提供することにより，進路指導の一層の充実を図ること。

○ 高等学校において

各学科・コース等の内容や進学，資格取得，就職のための取組のほか，生徒の日常生活や学校行事，部活動の状況，進路状況等，中学生の学校選択に資するよう，より具体的かつ機会をとらえた情報の提供に努めること。

○ 中学校と高等学校の連携

中学校と高等学校は，両者の教育方針，教育内容，進路指導の在り方等について理解した上で，進路指導に資するための情報交換に努めること。

なお，県教育委員会にあつては，今回の入学者選抜制度の改善の趣旨を踏まえ，新しい入学者選抜制度の定着に努めるとともに，今後とも，入学者選抜制度全般について，計画的かつ継続的に評価し，新たな課題等が生じた場合には，速やかな対応を図るよう努められたい。

(参考) 公立高等学校入学者選抜制度の改善について

